

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成26年10月22日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者	吉村典晃	（千葉地方裁判所刑事第3部判事）
裁判官	杉本正則	（千葉地方裁判所刑事第3部判事）
裁判官	大庭陽子	（千葉地方裁判所刑事第3部判事補）
検察官	宮地裕美	（千葉地方検察庁検事）
検察官	杉山太郎	（千葉地方検察庁検事）
弁護士	南川学	（千葉県弁護士会所属）
弁護士	高橋裕樹	（千葉県弁護士会所属）
1番	補充裁判員経験者	女
2番	補充裁判員経験者	女
3番	裁判員経験者	男
4番	補充裁判員経験者	男
5番	裁判員経験者	男
6番	裁判員経験者	（欠席）
7番	裁判員経験者	男
8番	裁判員経験者	女

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

【司会者】

皆さん、こんにちは。これから意見交換会を開催させていただきます。

私は、本日の司会をさせていただきます当庁の刑事第3部の部総活で、裁判員事件においては裁判長を務めております吉村と申します。

本日は、7名の方が来られていますけれども、一部の方は、同じ事件を担当されています。また、その事件を担当したのは、一人だけという方もおられます。個々の事件の内容については、後ほど皆さんから感想を聞かせていただく前に、私からどんな事件であったのかを確認させていただきます。

その後、順次、皆さんから感想等を聞かせていただくという手順で行っていきたいと思っております。

最初に、法曹関係者から自己紹介をお願いします。

まず、検察官から自己紹介をお願いします。

【宮地検察官】

検察庁の宮地と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私どもは、日々、成田の密輸事件を多数やっております、いつも試行錯誤の中で公判立会いをしております。本日は、皆様から貴重な御意見を聞かせていただけるかと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

【杉山検察官】

検察官の杉山といいます。同じく裁判員裁判を担当させていただいております。

本日は、皆様の意見を参考にさせていただいて、今後の執務に生かしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【司会者】

続いて弁護士の方からお願いします。

【南川弁護士】

千葉県弁護士会の弁護士の南川学といたします。

裁判員裁判の弁護人は、もう20件ほど務めていて、こういう密輸事件も数を経験しています。裁判員を務められた方々から貴重な御意見を聞かせていただいて、今後の弁護活動の参考にさせていただければと思います。

よろしく願いいたします。

【高橋弁護士】

千葉県弁護士会の高橋と申します。よろしく願いいたします。

南川弁護士と同様に、僕も、20件弱の裁判員裁判を担当させていただいております。密輸の事件は、半数程度経験させていただいております。皆様の意見は、明日からの裁判員裁判の弁護活動に非常に役に立つとともに、参考にさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【司会者】

続きまして、私以外の裁判官から自己紹介をお願いします。

【杉本裁判官】

千葉地裁刑事第3部の裁判官の杉本と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私は、千葉では昨年度から裁判員裁判を担当しております。皆さんの率直な御意見をお伺いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【大庭裁判官】

同じく、千葉地裁の刑事第3部で裁判官をしております大庭と申します。

私は、今年の1月に裁判官になったばかりで、まだまだ新人の裁判官ですので、皆様の御意見を聞いて勉強していきたいと思っています。

よろしく願いいたします。

【司会者】

それでは、これから具体的な話題事項について、皆さんの御意見や感想等を聞かせていただくことといたします。

最初に、裁判員を務められた全体的な感想をお伺いしたいと思います。

1番の方からお願いしたいと思います。1番の方の事件は、市販品である調味料の袋に覚せい剤が入っていて、その調味料の袋を第三者の依頼で被告人が運ぶことになり、自分のスーツケースに入れて運搬してきたけれども、被告人は、その調味料の袋に覚せい剤があることは知らなかったし、日本に来たのは別の目的があったと主張した事件かと思いますが、よろしいでしょうか。

【1番】

はい。

【司会者】

それでは、1番の方から全般的な感想をお願いいたします。

【1番】

最初は、ちょっと緊張していて、こういう密輸事件をどういうふうに判断したらいいかというのがちょっと分からなかったんですけども、一般的に生活している上では、こんな話は絶対におかしいというような思いがすごくあったんです。それを、検察官とか弁護士さんとかが、上から斜めから下からというような感じで掘り下げていました。そういうことは余り経験したことがないので、一般的に見たら絶対的におかしいよ、ここまでするのかなという思いがして、まずは、裁判というのはすごく大変な仕事だなという思いがありました。

事件をずっと見ていて、その密輸のやり方が一般的に見てもちょっと雑っぽいやり方で、常識的にはちょっとあり得ないんじゃないかなという思いがありました。もちろん、そういう見方ばかりしていたわけではなく、どういうふうに考えたらいいか悩みもしました。自分にとっては良い勉強になりました。

【司会者】

ありがとうございます。

また、どういう場面が難しかったかといったことについては、個別にお話を聞かせてください。

続きまして、2番の方です。

2番の方の事件は、認定された事実としては、覚せい剤が隠されたスーツケースを預かって運んできたという事件です。そのメールも残っていたけれども、被告人自身は、そのスーツケースは中古品として購入してきたという、メールに反する供述をして争っていたという事件ということによろしいですね。

それでは、その事件に関して裁判員を務められた全般的な感想についてお伺いさせていただきます。

【2番】

外国人の方が被告人であったために、通訳をしながらの裁判員裁判だったんです。ですから、私たちにも考える余裕が時間的には多少ありました。

最初に、その裁判の法廷に入った時、被告人は、とてもそういうことを起こさないような感じに見えました。最初の印象としてはそのように思ったのですが、事件の内容を追っていくうちに、あまりに証拠も全部そろってしまっているようで、ちょっと逃げられない状態だなと感じて裁判の様子を見ておりました。

ただ、日本にこんな大きなスーツケースを持ってくるという経緯自体がおかしかったので、明らかに旅行ではないなという判断が最初から私の頭にはありました。

私が考えていた時に一番つらかったのは、量刑の時でした。量刑の時に、「このぐらいの事件だと、どのぐらいの年数が妥当なんですか。今までの資料を提示してください。」というお願いをしました。量刑を考えるのが、最大の格闘時間になってしまったと思います。

また、こういう事件はあってはならない、本当にどこかで食い止めなくちゃならないと思いました。

【司会者】

2番の方にとっては、事実認定は最初からこんなのは明らかなんじゃないかというような感触で、どちらかという、刑を決めるのが難しいなという感じだったんですかね。

【2番】

そうですね。メールのやりとりも、私が関心を示したんです。そういうやりとりが何かありましたら、教えてくださいって。証拠調べでそういう情報が確実に出てきてしまっていた状態だったので、この被告人も弁論をする時に自分をかばうわけでもないし、あれっていう不思議な顔だったのです。自分の起こしたことがこんなに重大だったのかというのが分かっていたのかなという、何かそんな印象も受けました。本当に末端で、本当は元が捕まれば一番良いんですけれども、そういう末端の弱いところが事件になってしまったわけですが、そこは償わなきゃならないんじゃないかと思いました。

【司会者】

ありがとうございます。

また、量刑のところで、刑を決めるに当たってどんなことを考えたのかということについても、お話を聞かせていただきます。

続きまして、3番の方と4番の方は、同じ事件を担当していただきました。

3番の方、4番の方の担当した事件は、1番の方の事件と少し似ておりますけれども、ワインボトルの中に覚せい剤が溶かされていて、そのワインボトルを運んでくれという依頼を受けて日本に運んできただけで、日本に来たのは別の目的でしたという主張をしていた。争点としては、そのワインボトルに覚せい剤が溶けていたことを被告人が分かっていたかどうかということ、こんなことが争点になっていたという理解をしましたけれども、そういうことでよろしかったですね。

それでは、まず、3番の方から全般的な感想をお願いいたします。

【3番】

全体的な感想としましては、今だから、冒頭陳述から始まって、証拠調べの中に証人尋問とか被告人に対する質問等があって、それで議論をして、有罪となれば量刑を決めて判決が下されるという流れが分かるんですけども、やっている最中は、今何をやっているのかというのを理解するのに必死で、それが何につながるのかと

いうのがよく分からなかった。もちろんスケジュールというのを見せられて、そうなるんだなと思って、活字として分かっても、経験も何もない状態でやりましたので、どういうふうに進んでいくんだろう、どういうふうがこの話が終着地点に向かっていくのだらうというのが分からないまま、毎日が経過して、部屋の中でみんな話をしていた状態だった。今、思うと、そんな感じがしますね。もう一度やる機会があったら、ふうんと思いながらやれるのかなというのが、一つの感想です。

それと、もう一つあるんですけれども、証拠があり、普通、考えたらこうだという筋道に基づいて、話が進んでいくんですね。でも、イレギュラーな場合、そこに脇道がないのか。こう考えるのが普通だけれども、でも、もしかしたらこうなんじゃないのかという逆説みたいな考えもして、これを全部潰していくべきなのではないでしょうか。その点でよく分からないところがありました。

つまり、こういう事実があるとすると、こういうふうに想定することが普通だ、自然だということから話が進んでいくことに対しては、若干の疑問点はありました。

【司会者】

その点は難しいところだと思いますが、また後で、適宜、事実認定の議論として整理をさせていただこうかと思います。

続きまして、同じ事件を担当された4番の方、全般的な感想をお願いします。

【4番】

我々は、裁判員として裁判に参加しましたが、それで、結果が変わるか、変わらないか。我々が参加した事件では、極端に言えば、我々が参加しようがしまいが、結論は変わらなかったのかなと思います。結論は変わらなかったら、それはそれで妥当な結論だということでもいいと思うんです。でも、そこから考えてみますと、裁判員が入る前に、検察と弁護士と裁判官で事前に情報が整理されて、相当な情報がふるいに掛けられているそうですよね。全体の情報量というのは、我々は当然分からないんですけれども、そういった限られた情報で、裁判員に判断を求めるのは問

題がないのか。

それと、量刑という話になると、やっぱり判例だとか、いろんな過去の事例だとか、法律の解釈の仕方だとか、ものすごく専門性が入ってくる。そのことに関して、裁判官の説明の仕方によっては、裁判官の主観的な判断がかなり入るんじゃないかなと思うんです。

そうなる、裁判員が必要なのかということになるんじゃないかと思うんです。

それと、やるのなら、もっと徹底的に裁判員に負担を掛けて、情報を全て開示して徹底的にやる。例えば、DVDなど検察等の取調べのデータを裁判員になった人に全部見てもらってはどうか。負担を掛けないように良いことをやりましょうというのは、僕は、ちょっと無理だと思う。きちんとやるのなら、裁判員にもっと負担を掛けましょう。その場合、裁判員の選び方にも問題が出てくると思うんですけれども。やらない場合には、もっと広く透明化、可視化をする、そういうふうに進むべきだと思います。

中途半端な負担だけれども、楽ですよ、それで裁判に理解を示してくださいということなのではないでしょうか。裁判が終わったら、控訴したかしないかも分からないし、控訴したら、もう裁判員は関係ありませんよとなっている。そういう後のフォローもない。裁判所のホームページのどこを見たらこれが載っていますということもない。そういう意味では、中途半端で疑問があるなという印象を受けました。

【司会者】

そのような感想が出てきた原因というのは、どの辺りにあったのかということが浮き彫りになればいいという感じはします。

また、手続の段階ごとに聞いてみたいと思います。

次は、5番の方です。5番の方の事件は、2番の方の事件とよく似ていて、被告人が述べているところによれば、出発前の空港でスーツケースを渡されて、迎えに来るタクシーの人に渡せと言われたけれども、中身は分からなかったんだというような主張がされている事件ということでよろしいでしょうか。

【5番】

はい。

【司会者】

それでは、全般的な感想をお願いします。

【5番】

私も、2番さんと同じように、被告人が日本人ではなくて外国の方で、通訳を交えて裁判を行いました。覚せい剤の密輸ということで、今までテレビで見えていても他人事と思っていたんですが、実際に裁判員裁判で自分が担当ということになりますと、非常に身近となりました。また、最近では、芸能界でも覚せい剤事件が非常に賑わっていますけれども、他人事ではないという感じを受けました。

それと、量刑の件なんですが、こういう形で過去の判例の幅があって、それ以上は逸脱できないようなことを言われたように思うんですが、この上下の幅をもうちょっと持たせてもいいのかなという感じはありました。

【司会者】

続きまして、7番さんと8番さんは、同じ事件を御担当いただきました。

7番さん、8番さんが担当された事件は、1番から5番さんまでのように、被告人自身が覚せい剤を隠して外国から持ってきたがその中身が分かっていたのかどうか問題となったという事件ではなくて、被告人は、国際郵便で日本に送られてきた物を日本で受け取る側の人物で、外国人でした。受取を直接担当した日本人がいて、その人と関係があるのが被告人であって、果たして被告人もそういう形で覚せい剤が送られてくるということを分かっていたのかどうかということが争点となり、受取役となっていた日本人の共犯者の言うことが信用できるのかどうかということが問題となった事件のように思われますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、その事件を担当された全般的な感想をお願いいたします。

【7番】

最初に、覚せい剤の密輸と聞いて、密輸ということは、日本で買手がいるという

ことで、買手は当然のごとく一般の国民が買うわけがありませんので、それなりの方が買われるんだらうなと考えて、その買う方が自分のところまで追随するかどうか、傍聴で来るのかという不安がありました。それで、最初の時、裁判所を出てから駅に行くまで、ちょっと後ろを振り返ったりとかしました。初めてだったので、最初は、そういった方も傍聴に来るのかなという不安がまず一つありました。

あと、中身としては、いわゆる外国の黒幕というんですかね、組織とのやりとりにフェイスブックを使っていたということでした。非常に状況証拠的な、成り済ましもできるというような状況だったので、これは非常に厄介で長引きそうだなというのが最初の感想です。

【司会者】

続きまして、8番の方、お願いいたします。

【8番】

初めて裁判員に選ばれて、日程表を見ると、日にちがかなりありました。裁判所に来る日にちが約2週間あったんですけれども、証人が証言する日が続いていて、毎回、警察の方が証人でお話されているんです。私は、警察官だから、うそはつかないだろうと思って聞いていたんですけれども、最後の方になって、何かここが違うんじゃないか、あそこが違うんじゃないかと言われ始めて、最後の方はもう訳が分からなくなってしまい、毎日大変でした。

【司会者】

ありがとうございました。

最初の感想の段階ですので、人によっては、事件の内容について思われたことをお話しいただいた方もいましたし、あるいは、裁判員制度そのものに関して、どういうふうにやっていったらいいのかということに関して示唆的なお話を頂いた方もいました。また、必要に応じて、個別的なテーマの中で取り上げていきたいと思えます。

今回の事件を一通り紹介させていただきましたが、いずれも覚せい剤の密輸事案

です。運び屋として日本に運んできた人のパターンと、日本での受取役として受け取ったというパターンの二通りがあるんですけれども、いずれにせよ、覚せい剤の密輸に何らかの形で関与したとされる事件だということを最初の裁判員選任手続の段階で聞いたんじゃないかなと思います。

最初に覚せい剤密輸事件で被告人が外国人だということが分かった段階で、どんなことを思ったのか。先ほど4番の方からは、裁判員は何のために来るんだというような話もありましたけれども、例えば、その段階からそんなことを思っていたのか、あるいは、その段階は別に思わなかったのか。

いろんなパターンがあるかもしれません。そんなことも含めて、何か感じたことがあれば、お聞かせいただきたいと思います。ここから先は、場合によっては指名をさせていただきますが、自主的に御発言いただける方がいらっしゃいましたら、自主的に御発言をお願いしたいと思います。

密輸事件だと分かって、大変だと思われたとか、あるいは、こんな事件を私たちがやるのかとか、何かお感じになられたことはありますでしょうか。

【3番】

皆さんの今の感想の中にもあったように、覚せい剤というものに対してなじみがない。そういう案件だということを聞いた時に、ただでさえ裁判員って何なのというところから始まっているのに、覚せい剤の密輸と言われても、密輸も分からないし、覚せい剤も分からないし、何も分からないぞというのが、一番最初に自分が感じたことです。人を殺したとか、物を盗んだとかという方が、なじみがあると言ったら変なんですけれども、自分としては分かりやすいと思いました。

【司会者】

先ほど、5番の方から、覚せい剤については、いろいろと最近よく聞くなという話もありましたけれども、事件を担当された頃には、まだ最近の芸能人の事件はなかったんじゃないかと思います。5番の方は、最初に聞いた段階で覚せい剤の密輸だと聞いた段階でどんなことを思われたでしょうか。

【5番】

密輸といたら、てっきり日本人が海外に行ってそのまま持ってくるのかなと思っていたんですけども、実際にいろんなことを聞きますと、外国の方を使って密輸しているパターンが非常に多いような感じを受けます。ちょっと話は別になるのかもしれませんが、何かの情報で、中国で麻薬を密輸入した場合には死刑だという話を聞いて、国によって非常に違ってきますね。日本は覚せい剤が非常に高く売れるという情報も得ていますので、海外が日本に密輸する利益があるので、日本がターゲットになっている部分もあるのではないかなという感じはしました。

【司会者】

続いて、7番さん、お願いします。

【7番】

3番の方と同じような話になってしまうのですが、やっぱり覚せい剤の密輸と聞いた時に、その量刑はどうやって決めるのかというのがまず率直な疑問でした。殺人とか放火であれば、我々の中でも過去のいろんな事例とかがあるので、量刑というのがある程度想像できたんですけども、覚せい剤の密輸の量刑がどれくらいなのか全然分からなかったです。結局、過去の事例に則った形になるのかなというような予想がありましたけれど、量刑をどうやって決めるのかの尺度が全然分からないというのが素直な気持ちでした。

【司会者】

やはり、最初の段階ではなじみがないというところが出発点だったんでしょうかね。

他の方は、どうですか。覚せい剤の密輸と聞いて、こういう事件だろうとすぐに想像がついたという方は、手を挙げていただけますか。

どなたもいないということですね。

そうすると、覚せい剤の密輸はどんなふうにするのかとか、どれぐらいをどんなふうを持ってくるのかとか、そんなことは全く頭に浮かばないような状態で審理に

入っていったということで、よろしいでしょうか。

【1番】

裁判員を経験してからは、新聞で千葉地裁での覚せい剤密輸事件の判決の記事を見て、同じようなことをやっているんだなというような認識を持つようになりましたが、自分が一番最初に担当した時には、密輸自体がどのくらいの量刑で、どういうものかというのは分からなかったですね。基礎知識も何もないわけですから。

実際に裁判員になってから、裁判官の方たちが丁寧にいろんなことを教えてくれ、いろいろ話をしてくださって、なるほどなと分かりました。

【司会者】

1番の方は、裁判員を経験して初めて関心を持つようになったわけで、裁判に自分が参加する前は全然なじみがなかったという理解でよろしいでしょうか。

【1番】

一応、新聞は毎日見ますから、覚せい剤の情報はありますけれども、今までは見逃していたというような感じで、ざっと読んでいたんですけれども、自分が担当した後は、こういう事件で何年なんだというような、そういう感覚で、読み方が変わったという感じです。

【司会者】

分かりました。ありがとうございます。

他に追加してお話したいことは何かありますか。もしなければ、次の具体的な段階ごとにお話を聞かせていただきたいと思います。

裁判の手續で実際に皆さんに判断をお願いすることは、大きく分けると、二つあります。一つは、被告人が争っていることについて、果たして検察官の主張どおり事実を認めていいかどうか、犯罪事実を認定していいかどうかということです。犯罪事実を認定する段階では、常識に従って判断して間違いないと言えるかどうかという基準で判断してくださいというように説明を受けたと思うんです。その段階が一つ。もう一つの段階が、有罪となったときにどれだけの刑にするのかという問題

点。大きく分ければ、二つあります。

まず、事実認定に関してお話をしていきたいと思いますが、事実認定を考える一番最初の段階は、検察官と弁護人がこの事件ではこういうところがポイントですよ、これから証拠調べを聞いていく上ではこういうところに注目して聞いてくださいねということをお話として説明をしたと思います。冒頭陳述を検察官と弁護人がした段階での話を、これから少しお聞かせいただきたいと思います。

冒頭陳述を聞いて、この事件はここが争われていて、それを判断するためのポイントはこういう証拠関係なんだなということは、理解できましたでしょうか。そして、検察官、弁護人のその点に関する説明は、分かりやすかったですでしょうか。もし分かりにくいところがあったのであれば、それはどのようなところだったのかをお伺いしたいと思います。

皆さんに記憶を喚起していただくために、皆さんの担当事件の冒頭陳述が御手元に置いてありますので、見ていただいているかと思います。

検察官の冒頭陳述については、7番、8番さんの事件では、ものすごく厚いんですよ。1番から5番さんまでが担当した事件の冒頭陳述は、検察官の冒頭陳述はA4が1枚で、7番さん、8番さんの事件はA3が1枚とA4が2枚というような形で別紙が付いていたりします。

弁護人の方の冒頭陳述については、A4の方もいましたし、A3の方もいました。それぞれ御手元にあるかと思いますが。

この話を聞いた段階でどう思ったか、あるいは、聞いている時は何か分かったつもりになったけれども、もう一回読み返す気にならなかったということはないか。あるいは、証拠調べの道しるべとして、証拠調べの最中に参考にしたのかどうか。こんなところは、どうでしたでしょうか。

まず、量が多かった7番、8番さんからお聞きします。非常に量が多かったような感じがしますが、聞いて頭にすっと入ってきたんでしょうか。それとも、何かぐちゃぐちゃして全然分からないという感じだったんでしょうか。

【8番】

すごく量が多くて、専門用語が出てきて、裁判官の方がその後に説明をしてくれるんですけども、全然分からなくて、全然頭に入ってこなくて、一番最後の方でやっとこういうことが言いたかったんだなというのが分かった感じです。

【司会者】

7番の方、いかがでしょうか。

【7番】

検察官が出されたメモが非常に時系列で細かくなっていて、資料的には非常に分かりやすかったです。弁護側から出されたものは、余り時系列にそう細かくないという印象があって、これを見た時に、検察官が言っていることはすごいなという形で、この資料を見ただけでもう納得しちゃったというのが最初の時の印象でした。

【司会者】

恐らく弁護人にしてみれば、冒頭陳述という資料を見て納得されても困るのではないかと思います。こういうのが本当なんだと思ってしまうというのは、逆に言うと、これから証拠調べで出てくることを、本当にそうかどうか分からないのに、そのまま頭に入れてしまうというような感じになってしまうんですけども、7番さん、いかがでしたでしょうか。

【7番】

はい。検察側から出たメモを見た時に、もうこういうふうなんだというふうな感じの印象を持ってしまいましたね。

【司会者】

ちなみに、検察官はそういうような、これが真実だと思込ませようというような意図があるのですか。

【宮地検察官】

意図ですか。意図は別にはないです。あくまで最初の段階の主張ですので、これからこういうことを立証しますというので出しているのです、決して思込ませようと

いう意図はございません。

【司会者】

それでは、他の方はどうでしたでしょうか。最初の冒頭陳述の段階で、覚せい剤かどうかが分かっているか、分かっているかというのが争点だということは、皆さんも御理解できたというところによろしいですか。

1番さんから5番さんまでの中で、そこもちよっと何か分かりにくかったという方は、おられますか。そこは、大丈夫ですか。

では、それを判断するためには、ここがポイントなんだというところまで理解ができたか、それとも、そこは何かぐちゃぐちゃしていて分かりにくかったかという辺りはどうでしょうか。

【1番】

余り深くそういうことは考えませんでした。いろいろ手続があって、何回も繰り返しながら進むうちにある程度理解して、最後に議論をしたのです。

それで、争点はこういうところだなというように自分の中で理解していたんですけども、その中で、私の意見と違う意見の人もいるというようなことはあるし、同じことを何回も何回も掘り下げていくというのは、やはり大変でした。

【司会者】

そうすると、1番さんにとっては、冒頭陳述で出てきて、証拠に出てきて、証人尋問で出てきて、そして論告弁論に出てきて、これらは繰り返しでどの段階でどんなことだったのかが分からないくらいで非常に大変だった、こんな感じなのでしょうか。

【1番】

それが必要なことだとは、自分の中でも理解しているんです。裁判官にしても、弁護人にしても、検事さんにしても、同じことを言っているようで、その中で何か探しているんじゃないかなというような感じで話を聞いていました。

【司会者】

冒頭陳述以外のところも含めてお話しいただいたという感じがしましたが、冒頭陳述の段階では、皆さんどうですか。理解がしにくいとか、この段階ではちょっと情報量が多いとか、その辺りについてどんな印象を持たれましたか。

【3番】

他の案件が分からないので、これが情報量が多いかどうかは、分からないわけです。ただ、当然のことながら、慣れていない者に対して慣れている方々から、わっと説明を受けると、頭の中がフル回転するわけです。それで頭が疲れました。それと、さっきも言ったように、次にどういう話になるか分からない中で、自分なりにすごくメモをとっていたわけです。要点をまとめてメモをとることができないので、言っていることも一字一句とるぐらいの勢いで、学生の頃よりもペンを動かしたんじゃないかなというぐらいメモをとって、それを自分なりに見ながら争点は理解しました。

逆に、弁護士の方に聞いてみたいんですけども、差し支えのない答えになるのか、ぶっちゃけた答えになるのか、ちょっと期待したいんですが、こういう案件があって、いろんな状況とか証拠とかそろえられると、腹の中では、「どうやったって、もう、これだろうよ。」と思いながらも、弁護をするだろうと思うんですね。そうだと勝手に理解していますが、自分の時も事件をやりながら、トイレだったり喫煙所だったり、他の裁判員と会って話をする時に、「あれ、どう考えたって、やってるよな。辩护人、大変だよな。やってるやつをかばってるよな。辩护人が言ってることにも無理出てくるよな。」というような話が出ていたんですね。弁護士さんも腹の中ではそういうふうに思ったりするのかなというのを、この場を借りて聞いてみたいと思います。

【司会者】

それは、証拠が出てきた段階で思われたことですか。それとも、最初の主張を聞いてだけで思ってしまったのですか。

【3番】

最初の争点を聞いた段階で、普通に考えりゃ、「やっているよ、こいつ。」ってやっぱり思う。素人ながら、なるほどそうだよなって何となく思うんですけども。弁護士さんも、同じように思いながらやっているのかなと思ったんですけども。

【司会者】

この事件の弁護人は、今日、御出席ではないので、恐らく聞かれても、この事件では分からないという話にはなるかと思えます。ちなみに、この事件の弁護人の冒頭陳述は、弁護人が立証したいポイントというのをまず出して、結局、ビジネス目的で日本に来たんだということを明らかにし、そういう中でお土産としてワインを渡されたんだ、このような主張内容だったと思えます。ひとまずそれを離れて、どういう思いで冒頭陳述をしているのかという一般論で結構ですので、冒頭陳述の中で意識していることをお話しいただけますか。

【南川弁護士】

今の3番さんのお話も刺激的な話だったんですが、一般的に、弁護人として冒頭陳述では、検察側とは違った見方ができる、こういった視点で見れば、逆説を潰していくってお話が出ましたが、やはり疑問が残るだろうという。最初に裁判官から説明があったと思えますが、立証責任は検察官が負っていて、疑問が残ったら無罪になります。そういう否認事件では、こういう疑問があるでしょうという。起訴されて裁判になっているということは、やはり怪しい証拠がもちろんあるのが前提なので、ただ、そういう証拠があったとしても、「こういうところは、本当にそうなんですか。」って疑問を投げ掛けるような、そういう要点をちゃんと分かってもらえるように心掛けてやっていると思えます。

【高橋弁護士】

質問にダイレクトに答えますと、そういうことを考えながらやらざるを得ないことも、あることはあります。それはありますけれども、やはり僕が当事者ではない以上は、僕らが考えているストーリー、普通はこう考えるなという以外のことも起きている可能性があるだろうなと思っていて、そして、証拠を見ている中でも、そ

の可能性をうかがわせる事情が出てくることがある。なので、冒頭陳述で私たちが言いたいことというのは、これから証拠を見ていただく中で、そういう通常の筋とは違う脇道の可能性もあるんじゃないかという視点で見てくださいという、視点の提供なんだと思うので、心掛けていることとしては、いろんな見方があるんですよという注意喚起とその視点の提供というところかなとは思っています。

【司会者】

ありがとうございます。

恐らく証拠の構造としては、検察官の方に基本的に傾いていることを前提としながらも、それが一定レベル以上の間違いないと言えるレベルなのか、そうでないのかというところを皆さんに判断してほしいというのが裁判の目的なんですね。それで、その間違いないと言えるようなレベルを超えているか、超えていないかというところの決め手は何なのかというところを、検察官と弁護人が最初の段階で果たして提示ができていないのか、できていないのか。もちろん実際に判断するのは最終段階ですけれども、こういうポイントを見ていってくださいねというのが伝わったか、伝わっていないのかという辺りが重要だと思うのですけれども。

3番さんもおっしゃっていましたが、一般的にはこうだよ、こうするのが自然だよと言いつつも、でもこういうことというのは、もしかするとあるかもしれないという問題提起がうまく弁護人から出されれば、それに注目し、それを後で議論すべきだということになるんだと思うのですけれどもね。なかなかそこまで行かなかったでしょうかね。

【3番】

大事なのは、そういった脇道に関する話ですよ。ほんのちょっとかもしれないけれども、そういうふうな考え方もあるかもしれない。本筋だけではなく、そういう例外的なことがあり得るかどうかといった議論は、本当に必要だと思います。ちなみに、最終的な判決の言葉として「推認できる」という表現がたくさんありましたけれども、その表現は、少し違和感がありました。

【司会者】

要は、そういうような問題提起がされたかどうか、これからそういう目で見えてくださいねというのが伝わるような冒頭陳述であったのかどうか。ポイントはここですよというところが伝わっているのかどうかということです。大胆に言えば、検察官も、もしかすると3番さんがやった事件では伝えていないのかもしれないという気がしないでもないですけども。

その辺りについて、ほかの方々は、どうでしたか。最初の段階で、ここがポイントなんだな、ここを意識して証拠がどうなってくるのかを見ればいいんだなというところまで分かりましたか。それとも、最初の段階では情報量が多すぎて、ポイントはどこなんだろうというような感じでしたか。さきほどは、もう情報の差で検察官の勝ちみたいな感じになっているという話もありましたが、どうでしたか。

【2番】

私が携わった事件に関しては、冒頭陳述の中でも、この人が運んできたのか、運んで来ていないかということは、すぐ争点として分かりました。ただ、私は、やったかやってないかじゃなくて、やっぱり人を裁くという立場に立ったことで、すごく責任を感じた中で話を聞くようにしたんですね。だから、この人は一体何をやったんだろうというところから入りました。

【司会者】

今の2番さんのお話の前提として、被告人が覚せい剤を運んできたということは争いがなくて、被告人が覚せい剤が入っていたことを知っていたかどうかというのが争点ですよ。今、やったかやらないかというのは、それが分かっていたか分かっているかという意味で、やったかやっていないかと、こういう御発言と理解してよろしいですね。

【2番】

はい、そうですね。

【司会者】

被告人が分かっていたか、分かっていたかということが争点だということ
は、最初の冒頭陳述で分かったということですが、2番さんの事件は、実は運搬を
依頼するメールがあって、そのメールに反する被告人の供述が信用できるかどうか
が勝負どころみたいな感じがするんですけども、勝負どころはそこなんだなとい
うところまでぴんと来ましたか。それとも、実際に証拠を見た上で初めてぴんと来
ましたか。

【2番】

被告人は、日本に旅行に来たというんですが、他の国を経由して来るわけですよ
ね。観光なら、なぜ日本に直接に来ないのかということがあり、メールの内容だと、
その人に会ってスーツケースを頂いて日本に来なさいよというやりとりが途中であ
るわけですけども、なぜ観光なのにというところに最初から疑問がありましたね。

【司会者】

恐らく、冒頭陳述でどこがポイントなのかという、ポイントを伝えることの重要
性というのは、我々法律家が考えていかなければいけない課題ですね。今日御発言
いただいた方の冒頭陳述段階での御意見からすると、冒頭陳述を聞いただけで、何
となくこうじゃないかという、詳しい内容ではないかもしれませんが、一定
の心証を与えている感じもします。心証を形成させるのではなくて、果たして争点
がどこであって、その争点の決め手はどこなのかというのを伝えるための冒頭陳述
とはどうあるべきかというところを、我々も考えていかなければいけないとい
うことなのかもしれませんね。

他の方で、最初の冒頭陳述の段階、証拠調べに入る前の段階で、ここがポイント
なんだな、今後の証拠調べでこういう点を意識して聞いていけばいいんだなとい
うのを理解できたかどうかという点は、どうでしょうか。

では、最初の冒頭陳述を聞いただけで分かったという方は、どれぐらいいますか。
御二人ですか。

最初に聞いた段階では何が何だかちょっとよく分からないなという感じだった方

は、どれくらいですか。

【3番】

それは、争点があったかどうかですか。

【司会者】

争点があったかどうかですね。どの辺りがポイントになってくるのかということです。抽象的な意味で被告人が覚せい剤だと分かっていたかどうかというレベルじゃなくて、この事件というのは、こういう弁解が信用できるかどうかポイントなんだとか、あるいは、このようなことが本当に世の中にあるかどうかという、我々の評価がポイントなんだというようなことがあったかどうか。そういう、今後証拠調べを聞いていく上でのポイントというのを理解できたかどうかという観点からすると、あんまりよく分からなかったなと感じた方は、どれくらいいますでしょうか。

御二人ですか。

ほかの方は何とも言えないという感じなんでしょうかね。

【3番】

分かりましたね。争点は、分かりました。

【司会者】

3番の方は、争点は分かった。

4番の方、どうですか。

【4番】

ここでいう争点は、本人が意識的にやったか。要は、自分でその荷物を運んだということ。争点は、すぐ分かるわけです。本人が意識したか、意識していないか、これは分かります。でも、それをどういう証拠で、どういう証拠が一番重要なのかという判断は、冒頭陳述では私はできなかつた。今、結論が分かっていますから、あれなんですけれども、最初は、できなかつた。この単純な争点、意識的にやったのか、だまされたのかという、その争点は、簡単ですから、容易に分かりますけれ

ども。我々の登場人物も外国人で、物的証拠も登場人物も架空の人ばかりで、ワインボトルと本人しか証拠はなくて、故意か故意でないかを定める上でどの証拠が一番重要なのかという判断は、最初は、僕はできなかったと思っています。

【司会者】

もちろん、証拠の中身は、最初から入るわけではありませんけれども、例えば、3番さん、4番さんの事件というのは、検察官がオーソドックスに書くような、これは密輸組織が関与する事件ですとか、税関では被告人がこんな変な言動をしていますとか、密輸に関連するメールとしてこんなものがありますとか、被告人の弁解は不自然ですとかいう、ある意味で検察官が典型的なパターンを書くポイントではあるんですけれども、他方では、密輸組織が関わっているというのは、どういうように意味があるのかとかいうと、少し分かりにくいようにも思われるんですけれども。

【3番】

分かるのは、争点ですね。

【4番】

争点だけだったね。

【3番】

4番さんが言うように、この事件に関しては、ワインボトルの中に覚せい剤が入っているということを知っていて持ってきたのか、分かっていなかったのか、そこが争点だってことは、すぐ分かるんですよ。でも、背景も面倒くさいし、登場人物もいろんな名前が出てきたし、でも、それが架空なのか本当なのか、争点が分かっただけの先の話というのが、分からなかったですよ。

【4番】

それが、どこまで本当に証拠があるのかが分からない。恐らく麻薬とかそういう事件でしたら、恐らく、いろんなマル秘の、例えば、マフィアの情報とかいろいろ、多分そこら辺りは、警察なり検察なり公安なりが握っていて、ある程度書いている

んでしょうけれども、指摘されただけの事実でマフィアとか言われても、何のことか分かりませんよね。マフィアかどうか分からないし、さっき言ったそこら辺りの事情が何を意味するのか。いきなり組織だとか、そんな組織だったら、おまえら分かっているだろうと、もっとはっきり言えというようなことなのではないでしょうか。結局、そこら辺りがぼけるんですよ。

【司会者】

5番さん、どうでしたか。最初に聞いた段階で、大きな意味での争点と、今後、この争点を判断するためにポイントとなってくるところはこういったところなんだなというのは、なるほどと思われたのか。

【5番】

そうですね。私が担当した事件も、いろんな人物が出てくるんですね。それで、その運んだ方が本当に思考能力があったかどうか。その方が思考能力があるのかどうかという面が争点の一部ではなかったのかなと思っています。

外国の方が日本に持ってくる場合だと、いろんな人が関わって最終的に日本に入ってくるのですが、最初いろんな人物が出てきてどんどんメモをとっていたんですけども、なかなかそこに至るまでが理解しづらかった状況です。

【司会者】

5番さんの事件では、被告人は、空港で迎えに来るタクシーの運転手に渡しなさいということでスーツケースを預かって、それで費用とか報酬とかはみんな負担してくれるという話だから、それは薬物ではないかということが分かるでしょという検察官の主張に対して、でも、この人は思考停止してしまう、あるところまでは考えられるんだけど、ある状態になると考えられないという反論が弁護人からされたんですね。果たしてそんなことがあるのかどうかという辺りがポイントなのかなというふうには理解できたということですかね。

【5番】

はい。

【司会者】

そうすると、少なくとも弁護人の冒頭陳述は成功しているという理解ができそうな感じはしますね。

このテーマばかりやっているわけにはいきませんので、次のテーマにしたいと思っています。

証拠調べについて聞いてみたいと思います。証拠の内容というのは、理解できたでしょうか。それとも、理解しにくかったとか、退屈だというようなところがあったかどうか。証人や被告人の話聞いて、理解しにくかったり、退屈だったようなことがあるのかどうかといった辺りですね。いかがでしょうか。

もう少し具体的な問題として言うと、1番さんから5番さんまでの事件では、最初に税関の職員が来て、被告人はこんなようなことを税関の段階で言っていましたというような話が出てくるんです。けれども、大体の事件では、税関職員の証人尋問の内容は、最終的には余りポイントじゃないよねという感じで、判決では触れられないことが多いんですけれども、税関職員の話って、結局、何だったんだろうという感じはないでしょうか。いかがでしょうか。

【4番】

被告人は外国人で、外国に住んでいて、いろいろあるようなんですが、外国で仕事をしていたというんです。外国で仕事しているのにワーキングビザじゃなくて、観光ビザで入っている。ワーキングビザが切れていたのが観光ビザで入ったというようなことを言うんですが、外国に対して捜査権が及ばない。証拠としては、いわゆる成田からこっちのものと、彼らが持っていた電子メールしかないわけですよ、現実には。さっき3番さんがおっしゃったように、成田に着くまでのことは全部推論になるわけです。外国でどういう仕事をしていたのかというと、被告人はコーヒー屋さんをやっていたと言うんですが、本当にコーヒー屋さんをやっていたのかとなると、そういうことはもう調べられませんというわけです。それは、国対国の話ですから、できないかもしれませんが、物的証拠が成田からこっちの話だけ

で、成田に着くまでの証拠がほとんどなくて、判決では、強く推察されるというのがちょっと多過ぎる感じで、もうちょっと調べられないのかなという疑念は持ちました。

【司会者】

残念ながら、調べられないんですよ。

よく私どもが裁判員さんにお話しするのは、存在している証拠で間違いないと言えるかどうかというので判断するしかなくて、存在している証拠で足りなければ、それは検察官の立証が足りないということで判断するんですよと説明します。判断する人間というのは、出されたものがおいしいか、おいしくないかを判断するんであって、自分で材料を集めに行くということはしないんですよと言います。料理を出されたら、それを食べてみて、これってうまいなと言ったら合格となるし、これってまずいなと思ったら不合格となるのであって、俺だったらもっとうまい料理がつくれるよ、原料をこの辺から持ってきたいというようなことをしないのです。それが裁判の特徴であり、限界でもあるんですよ。歯がゆい思いをされたのかもしれませんが、そういうところは少し御理解いただきたいと思います。

証拠が分かりやすかったか、分かりにくかったか。あるいは、退屈で何をやっているのか分からないとかいうようなことはなかったでしょうか。

例えば、7番、8番さんの事件は、非常に複雑といえば複雑なんだけれども、話を単純にしちゃうと、共犯者がいて、共犯者が、被告人はいろんなことをよく知った上でやっていますという証言をしているから、それが信用できるかどうかという話のようなけれども、その過程に、いろんな人、警察とかが出てきたりしているんですけども、その警察官はどんな位置付けなのかということなどは、証拠調べをしている時、どのように思っていたんでしょうか。

7番さん、どうですか。

【7番】

証拠調べの時にも、ほとんどが警察の方のお話だったんで、何も考えずに、警察

の方はうそをつかないと思っていますので、淡々と聞いていたというのが事実です。

【司会者】

淡々と聞いていたことというのは、最後の事実を認定する際には役立ちましたでしょうか。

【7番】

そうですね。その証言が非常に役に立ったと思っています。

【司会者】

8番さん、いかがでしょうか。

【8番】

警察官の方が出てきて、毎回お話してくださるんですけども、その前に何か紙を渡されて、その紙と全く同じことをただ証言しているだけで、私は、この時間は意味があるのかなって、後になって考えると、思いました。

【司会者】

他の方だと、大体、税関職員は証人尋問で聞きましたよね。聞いたかどうかの記憶が余りないですか。

【1番】

聞いたけれども、余り印象自体がない。

【司会者】

1番の方は、そういうのを聞いたかどうか印象にないですか。

【1番】

聞いたんですけども、聞いたことに対して、余り印象がないです。

【司会者】

この人の証言が決め手になったところは、余りなかったのかもしれませんがね。

【1番】

ただ、税関はこういうことをしているんだというぐらいの認識しかなかった。その事件に対しては、何かそれが決め手になったかどうかというのは、自分の中では

ないです。

【司会者】

実は、1番さんの事件では、検察官も弁護人も、税関での言動というのをどう評価するのかということ結構主張しているのですね。検察官はこれは分かっていたことをうかがわせる言動だと言い、弁護人は分かっていたことをうかがわせる言動だというように言っているんですけども、判決では、何も書いていないんですけども。

1番さんは、税関職員らの言動というのは、今はもう何がポイントだったのかは覚えていないという感じなんですね。

2番さんは、どうですか。

【2番】

私の場合は、本当に分かりやすい事件だったので、税関の方が出て来た時には、もう分かりました。本人がそういう物的証拠を見せられて、税関の検査場所に連れていかれたわけですよ。ですから、それがそういうものだったかどうかというのは、その時のことは分からなかったですけども、証拠は確実に出たということは分かりました。スーツケースの中から出てきたものも見せていただきました。普通の旅行に来るようなかばんじゃなかったですよ。もう本当に小さいかばんの中で、枠に敷き詰められたようなものでした。中には、ちよろちよろとした洋服ぐらいしか着るものが入っていないくて。重さといい、あんな小さなバッグでよく来たなという印象をその証拠を見せていただいた時に思いました。

税関の方の証人尋問の時に、そういうことがあったんだということぐらいは分かりました。

【司会者】

2番さんの事件でも、検察官は、税関での言動が被告人が分かっていたことを支えるんだというふうに言っていて、こういう外枠のところにこんなふうに覚せい剤が入っていたということだけじゃなくて、その際、被告人がこんなような発言をし

たんですよというところを実は聞いてほしかったようなんですけれども、そんな話は出ていましたか。

【2番】

どうでしょう。でも、この被告人が本当によく分かっていたのかどうかというのは、やっぱり疑問なんですよね。ただ、多分何かを思って運んではいたんですけども、その弁明もしないし、俺はやっていないとも言わないし、やっているとも言わないんですよね、最後まで。だから、そこでの物的証拠の中からこの方の量刑を決めていく段階へ持っていくわけですけども。

【司会者】

2番さんの事件というのは、メールがすごく強い証拠なので、ほかのところの証拠関係はあんまり関係がないと言えば、関係がないんですよね。だから、税関職員が何を言ったかというのは、あんまり関係ないと言えば、関係ないのかもしれないね。

【2番】

一番最初だったのですね。でも、それから事件が始まるということは分かりました。

【司会者】

3番さん、4番さんの事件でも、検察官は、被告人がこんな言動をしているということは、覚せい剤が入っていることを被告人は分かっていたんじゃないかみたいなことを主張し、弁護人は、こんな言動をしているということは被告人は分かっていたんじゃないのというような、反対のことを主張しているんですけども、その辺りはどうでしょうか。

【3番】

こんな言動というのは、どういうことでしょうか。

【司会者】

例えばの例として言うと、この覚せい剤が見付かった時に、被告人は、別に覚せい剤だというふうに指摘されていないにもかかわらず、「これは覚せい剤じゃな

い。」というように言っていたとか、本当に分かっていたならば、こんな正直なことは言わないでしょうという観点から、こんな正直なことを言っているとすると、分かっていたからじゃないですかとか、検察官と弁護人がそれぞれ逆の観点で言っていたと思うんですよね。

【4番】

私は、税関の人は、決められたとおり、規則どおりにやり取りをしたというだけの印象でした。通訳も入っていますし、言葉のニュアンスというのがどこまで正しく伝わっているかというのが非常に疑問ですし、それが言葉のあやだけでどうこうとは思いませんでした。ただ、事実として税関の人が言ったというだけです。むしろ、その税関の人がなぜその人だけをピックアップしたかとか、そういう話も聞きたかったんですけれども、なかなか出てこなかったんです。

【3番】

それについては言えないと言われました。

【司会者】

3番さん、どうでしょうか。

【3番】

その税関の職員がやった行動というのは、一つの行動であって、それに対して弁護側と検察側の二つの見方があるんでしょうけれど、最終的にこれが決め手になった感は、自分の中にはないですね。評議でも決め手にはなっていないから、判決でも触れていないのではないのでしょうか。

【4番】

ちょっと関係ないことをお伺いしたいんですけれども、これこそ、ビデオ録画とか、そういう生の英語の録音とか録画とか、プライバシーに反するの何か知りませんが、こういうのこそビデオとかで可視化できないんですか。法律的にできないのか、それともやらないんですか。

【司会者】

その問題については、ここにいる誰も当事者ではなくて、税関のところでどういような証拠を保全していくのかという問題なんですね。だから、裁判官の立場として言うと、そういうものがないが故に、事実関係が分からなければ、その事実関係が分からないことを被告人に不利に考慮してはいけないというだけの話です。だから、料理を食べる方としては、例えば、何でこの料理に卵がないんだと思っても、卵は本当はあった方がいいよねという議論は、我々は余りしないわけですね。

【4番】

それは、どこでするんですか。日本では、するところはないんですか。

【司会者】

国会ですかね。

【3番】

そこまで上がっちゃうんですか。

【司会者】

もっと税関のところでやりとりが分かるような仕組みにしなきゃいけないという、少し制度的な仕組みを考えなきゃいけないことなので、ここにいる人間には何ともし難いところですね。

この点については、いろんな意見があると思いますが、先に進めたいと思いますけれども。

5番さんは、どうですか。税関職員の証人尋問とかは、結局、暇だったとか何か思ったことはありますか。

【5番】

いや。私の事案は、先ほどの3番さん、4番さんの場合と違って、ちゃんと記録がビデオに残っているんですね。税関職員と被告人との掛け合いが残っていました。それで、それを皆さんに見せていただきました。それなので、逆に、税関職員って鋭いなと。裏で麻薬犬か何か回っているのか、それは分かりませんが。確か2週間ほど日本に滞在して観光で来られたというふうに被告人は言っていたんです

が、バッグの中を見ましたら衣類がほとんど少なくて、多分開けたんでしょうけれども、さすがプロだなという印象を持ちました。

それと、その記録があったので、第三者が見ても正当なやり取りをしていることが分かるんですね。当然、通訳を含めてなんですけれども、さすがに税関職員は鋭いなという感想を持ちました。

【司会者】

それは、検察庁で検察官が取調べをしている時のやりとりではなかったですか。例えば、検察庁では取調べをしている時のやりとりを録音とか録画とかしているんです。税関職員というのは、例えば、スーツケースを開けるところとか、これは何だとかいうようなやり取りをするのですけど、どのような場面でしたか。

【5番】

私の記憶ですと、税関職員と被告人との間の記録だったという記憶をしています。私の記憶違いだったら、ごめんなさい。

【司会者】

それでは、時間の関係もありますので、次の話題に入っていきたいと思います。これまでも、かなり判断に関する事項が出てきました。最終的な判断をする上で、割と早い段階からこうじゃないかと思っているところがあった方、あるいは、冒頭陳述を聞いて、そして証拠調べをして、論告弁論を聞いてという進行の中で、いろいろと行ったり来たりしつつ思い巡らしていたという方、最後まで仮説を潰すことに関して悩んでいたという方などもございましたけれども。

最終的な事実が認められるか、認められないかということに関して、論告とか弁論でかなり詳しいものが出ていたかと思えますけれども、論告とか弁論というのは、事実を判断する上で役に立ちましたでしょうか。それとも、論告とか弁論はひとまず置いておいて、自分たちの考えで議論をして結論が出ていったのか、この辺りは、どうでしたでしょうか。

論告とか弁論を横に置きながら、それを見て議論していききましたか。それとも、

それはひとまず置いておいて、被告人は知っていたと思いますかとか、被告人は密輸組織の一員だと思いますかというような形で議論をしていききましたか。

皆さんが考えるに当たって、論告とか弁論は、参考になりましたか。

1 番の方。

【1 番】

結構参考になりました。それで、毎回、資料とか自分のメモとかを照らし合わせて、自分なりに判断するようにはしました。

【司会者】

ほかの方は、どうでしょうか。論告とか弁論というのは、参考になりましたでしょうか。もし、ここは参考になったとか、こういう書き方が参考になったということがあれば、検察官、弁護人にとって今後の役に立つという気はするんですけども、いかがでしょうか。

少し前のことなので、お忘れになられてしまったかもしれませんね。後で論告とか弁論と判決を見てみますと、必ずしも論告とか弁論で指摘していることに対して応答しているというよりは、論告とか弁論を置いておいて、自分たちで考えたところを判決にしているというパターンが今回の皆さんの中に多かったようなんですけども、何かそれで思い出すことがありますでしょうか。

【4 番】

論告というのは、要旨をあげて、こうでこうでこうですよということですよね。

【司会者】

そうです。最後の段階で、検察官からは、こういう証拠があり、こういう事実認定ができるから、こういう事実とこういう事実と組み合わせると、被告人はこの段階で知っていたことになるんじゃないですかというようなことを言っていたと思います。弁護人は、こういう証拠とこういう証拠とこういう事実関係だけでは、こういう可能性が否定できないから、被告人が知っていたということが間違いないとまでは言えませんよねというような形で、証拠調べが終わった後にまとめの意見を述

べていたんじゃないかと思うんですけども、そのことです。

【4番】

そのまとめは、余り意識しなかったですね。やっぱり証拠に対してどうするかということで、最後の論告は、余り記憶にないです。特に検察の方は、早口で声も小さくてよく聞こえなかったということもありました。裁判の最中でも問題になっていたんですけども、通訳の方がおられるので小さな声でしゃべっていたのではないかという裁判官のフォローもありましたけれども、よく聞こえなかった。

【司会者】

他の方は、どうでしょうか。最後にまとめとして検察官、弁護人が主張したことは、自分たちが議論する上で参考になりましたでしょうか。

7番さんと8番さんの事件について言うと、この論告とか弁論もものすごく長くて、論告とか弁論で主張していることのかなりの部分というのは、余り判決では触れられていなくて、判決では、共犯者の供述が信用できる、信用できるということは被告人も受取手だという骨組みになっていたんですけども、論告とか弁論は、どんな位置付けになっていたんでしょうか。

【7番】

位置付けというと、非常に難しいんですけども、確かに、最後にみんなで議論した時には、この論告、弁論は非常に参考になったというか、これを基にやったというか、こういった論告メモを頼りに議論し合ったので、非常に重要な資料だったとは思っています。

【司会者】

議論では、使ったんですね。

【7番】

はい。

【司会者】

8番の方は、どうでしょうか。

【8番】

メモがたくさん付いていて、全部色分けされていて、とても見やすかったです。参考になりました。

【司会者】

他の方は、どうでしょうか。

それでは、事実認定のまとめとしては、3番さん、4番さんからは、もうちょっと証拠が欲しかったという話もありますけれども、証拠がどの範囲で出てくるかというのは、ある意味で裁判の限界というのがあるというのが一つですね。外国に行つてまで調べられませんよという、歯がゆい思いをしつつも、その範囲で判断するのが裁判というものですよということですよ。

他方では、被告人が分かっていたかどうかというのは、心の中のことなので、心の中を刻んでもなかなか中が見えてこないというので、こういう事実で、こういう事実もあるということは、被告人がこういうことを考えていたのではないかという推測、推認をするという過程を経るんですけれども、その辺りがなかなかなじみがなく、不安があるという感じの御意見もありましたけれども、他の方は、どんなふうに思われましたでしょうか。事実認定をするのが難しかったか、難しくなかったかということについて。

【2番】

論告求刑というんですか、最後の意見は、やはり分かりやすかったなと思いました。皆さんで部屋で話した時も、かなり裁判官に事細かに私たちのいろいろな質問に対して答えていただいたりしし、私のケースに関しては、証拠がちょっとあり過ぎるぐらい証拠がいっぱいありましたので。私は、論告求刑では量刑のところ引がかかっていたんですね。どの程度だとそういう年数が出るのかなということです。

【司会者】

その話は、後にしましょう。後でまた取り上げますから。

【2番】

分かりました。

【司会者】

事実認定に関して難しかったか、難しくなかったということに関して、どうでしたか。皆さんの感触を聞いてみましょう。

自分の事件は非常に分かりやすかったから余り悩みがなかったという方、ちょっと手を挙げていただきましょうか。

少し、いますね。

他の方は、ちょっと悩みはあったということでしょうか。

どうぞ、3番さん。

【3番】

検察側が、こうこうこうだから、こういうふうに推測できるというように主張することは、すごくよく分かるんですけども、弁護側が言っていることをひっくり返すネタになっているのかがきちんと示されていないと思いました。物的証拠があって、ここに覚せい剤があり、ワインボトルの空瓶があるということは、分かるけれども、これを聞きたい、これを知りたいというところに関しては、外国のことには主権が及ばないから、それに関しては分からないので推認、していきましようということだと、それに対してのもやもやというものが残っていますね。

【司会者】

他の方、どうでしょうか。

あえて言うと、私ども裁判官としては、裁判官が説明してくれたから分かったというような状態になるのではなくて、我々が解説をするのではなくて、検察官と弁護人が話をすることによって、これは納得できるなどか、これは疑問が残るなどというような議論を皆さんにしてほしいと思うんです。

事実認定に関して裁判官が説明をしていくということになると、やっぱりその裁判官の説明振りみたいな話になりかねません。それで、もちろん説明が必要な場合もあるかもしれません。

本当は、検察官、弁護人がそれぞれの観点からこうではないかと主張するところが納得できるか、納得できないのかという観点で、議論ができるようなものを出していただきたい、そういうところを目指していきたいんですけどもね。

【3番】

それは、無理ですよ。

【司会者】

無理ですか。

【3番】

そういうような基礎知識も何もない人間を集めて、これだけしかない証拠から推認しなさいと言われても、難しいのではないですか。僕らは、丸かバツかを求められて来ているんだなと思っているのに、推認しろと言われても困ります。

その時もそういうふうな質問をしたら、「裁判というのは違うんです。限られた証拠から推認していくのが裁判なんです。」と言われてたんです。だから、根本的なところがちょっと分かっていない。

【司会者】

ちょっとその問題は置いておいて、検察官の主張、弁護人の主張を前提に、自分たちで議論ができるような状態だったのかどうかというところで、議論はできたのか、うまくできなかったのか、あるいは、裁判官がうまく解説してくれたから分かったという感じなのか。それは、証拠を見ただけで、自分たちでこれはこうだと分かったのかという辺りの問題はどうですか。

【4番】

3番さんがおっしゃったように、裁判官が敷いてくれたルールに乗って走っていたという印象ですね。

【司会者】

3番さん、4番さんは、同じ事件をやっていますからね。他の人に聞いてみましょう。

【1番】

私の担当した事案では、すごく裁判員たちがまとまっていました。それは、意見が最初からまとまるのではなくて、ある意見があると違う意見も出てくるという形で裁判員たちで討論をして、その事件ではクッキングスパイスのようにして覚せい剤が密輸されたんですけれども、そのスパイスの包装の仕方も雑じゃないかとか、こういうやり方ってやっぱりおかしいよねというようなことをみんなで討論しました。そのおかしいということに対しても、またみんなで、おかしいから絶対有罪というのではなくて、その見方の他にも何かあるんじゃないかというような、そういう話合いは結構しました。

【司会者】

それで、話し合った結果、納得できたということですね。

【1番】

納得です。はい、そういう感じになりました。

【司会者】

それは、論告とか弁論という当事者の主張も役に立ったということでもいいんですか。

【1番】

はい。

【司会者】

これまで、事実認定に関するものをざっとやってきましたけれども、検察官、弁護人の方から、何か事実認定に関連して、裁判員の経験者の方々にお聞きしたいことはありますか。

【南川弁護士】

今、3番さん、4番さんのお話が出ていたところなんですけど、そういう一般常識とか経験則から推認していくということについては、判決文からも、こういう事情からは通常こう考えられると判断をしたということがうかがわれるんです。5番さ

んの事件は、そういう過程も判決に出ているんですが、そういうところについては、どのようにお考えになりましたか。

【5番】

私の事案は、来た時に現金はほとんど持っていませんでしたし、いろんなことを加味しますと、これはもう完全に自分では承知していたということで、検察側の論告のとおり納得がいった部分はあるんです。ただ、先ほど言いましたように、この運び人の思考能力の部分で若干弁護人が突く部分が納得できる部分もあるかなとも思いました。全体的に全てを含めてみると、検察の方の論告に納得はしました。

【南川弁護士】

ありがとうございます。

【司会者】

それでは、ちょっと時間も短くなってきましたけれども、最後に非常に悩んだといわれている量刑のところを少しだけ触れたいと思います。

量刑というのは、有罪となった後の具体的な刑をどこにするのかということです。

もう一度全体として確認しておきますけれども、量刑分布グラフというものは見えていますでしょうか。見ていないという方はおられないですね。

それでは、量刑分布グラフについて、どんな量刑分布グラフを参考にしてくださいということを検察官の方が主張したという方はいますでしょうか。検察官が、この事件は2.5キログラムを持っていた事件だから、これぐらいの幅でこの量というのを重視すべきだから、こういうように分布グラフを参考にしてほしいというように述べていましたか。

【2番】

それはなかったです。

【司会者】

それは述べていないですか。

【2番】

だから最初は、例えば、10年とかでこういう感じでしたが、私たちが部屋に入った時、私が大体のその量刑になるような事案はどうなんですかという質問をしました。

【司会者】

分かりました。当事者からこういうのを参考にしてということ言われた方はいないということによろしいですかね。

そうすると、裁判官がこういう基準によればこういうような分布になっていますよということを示したということですかね。

【2番】

見せてくださいとお願いしました。

【司会者】

その見せる段階では、覚せい剤の量が一つの基準になるということを前提として、多分、一定の幅の分布を見せられていると思うんですけども、そういう感じによろしいですか。

被告人の役割という点について、1番さんから5番さんまでの事件は、運び屋という役割だったわけですけども、そういう項目が入れられたという記憶はありますか。

余り記憶にないですか。記憶にないということは、運び屋という役割がどんな位置付けなのかという議論は、余りした記憶はないですか。

一般的には、検察官は、「運び屋というのは、必要不可欠で、重要な役割をするんです。」と言います。弁護人は、否認事件では争っているんで、量刑事情としては主張しないんですけども、認めている事件などで量刑事情として主張する場合には、「運び屋というのは、末端なんですよ。しょせんは、組織の中での切り捨て役です。」みたいなことを主張するんですけども。

【3番】

それ聞いたな、その説明は。

【司会者】

そのような話で、運び屋がどんな位置付けなのかという議論をした記憶はありますか。

【2番】

ありますね。

【司会者】

多分、否認事件だと弁護人は言わないけれども、裁判官が言ってくれるというパターンだと思うんですけども。

だから、運び屋という分布を使うんですよという、使っていていいですよねというような話とかはしましたかね。余り記憶にないですかね。

覚せい剤の量が量刑に影響するかどうかという議論をしたことは間違いないということですか。

【4番】

役割はやっていないでしょう。

【3番】

役割は特に覚えていないけれども、運び屋は末端だという話は聞きましたよね。

【4番】

どう考えたかな。

【司会者】

私たちが議論をするときには、皆さんと共通認識をつくっていくという意味で、覚せい剤の量というのは刑を決めるに当たって重要な要素として考えていいのかどうかというのを、まずは皆さんにボールを投げます。やっぱりそうですね、覚せい剤の量というのは、日本国内に覚せい剤の害悪がどれだけ広く広がる危険性を持っているかということで、社会に対する影響力の強さを表すよねというような議論をするんじゃないかなと思うんですけども。

【3番】

質問しましたね。

【司会者】

質問をしたの。

【3番】

はい。

【司会者】

議論したところと、質問して初めて出てきたというところがあるんですかね。

あと、役割ですが、この役割というのは、一つの基準として考えるのはどうなんでしょうかということ、本来は議論したいと思うんだけど、記憶がある方とない方とがいるんですかね。

では、それ以外の要素として、どんな事情を考慮したらいいのかということについて議論した記憶はありますか。

例えば、この事件はどれくらい巧妙なんですかということはどうですか。巧妙な事件ほど、日本国内に入ってきてしまう可能性が高いですよ。目立つならば、多分途中で見付かっちゃいますよね。見付かっちゃう可能性が高いのと見付かっちゃう可能性が低いのと、一般的に言って、どちらが悪質ですかというような議論や、では、この事件はどれくらい悪質ですかというような議論はしなかったですか。

余りそういう議論をした記憶はないですか。

【3番】

ないです。

【司会者】

議論した記憶のある方は、余りいないですかね。

【2番】

でも、この量だと、どのぐらいの人があれだという話は出たんです。

【司会者】

多分分布を見せられても、それなりに幅があったじゃないですか。

【2番】

はい。

【司会者】

それで、幅の中でどこにするのかという議論をする際、こういうことを考慮すればいいんだなというようなことを理解をした上で議論をしていましたか。

余りはっきりしないですかね。

【2番】

そこがやっぱり引っかかっているところなんですよ。そのグラフを参考に見た時、皆さんの反応はバラバラだったと思います。量刑というのは難しいなと思いましたね。

【司会者】

実は、量刑というのは、確かにおっしゃるとおり、難しいと思うんですね。ただ、どういう要素は考慮してもいいのかというところを、きちんと議論がされているのか、あるいは、検察官、弁護人から問題提起がされているのか。

それで、こういうような事情だったら、この分布の中でも重い方にしていよいよねとか、軽い方にした方がいいよねと、こんな議論をしない限りは、具体的な刑をどこにするのかって余り決まっていなくていいですよ。直感的に覚せい剤は重い方がいいとか、軽い方がいいとかいう、先ほどの話だとびよんびよん飛び跳ねちゃうわけなんですけれども、そういった議論は余りした記憶はないでしょうか。

ちょっとその辺は、だんだん記憶がはっきりしなくなっていますかね。

【4番】

その刑の期間とおっしゃられているのは、法律に書かれている刑の期間なんですか。それとも、判例に基づくものですか。

【司会者】

まず、法律上は、この覚せい剤の営利目的の輸入というのは無期懲役があつて、有期懲役の場合には何年から何年までの幅で決まりますよという、法律で定められ

ている刑の幅は聞きましたよね。その後、この事件では刑を決めるに当たっての基本的な基準はどうでしょうかということを議論する中で、覚せい剤の量がこれぐらいで、被告人がこういう役割の事件だと、この分布が参考にできますよねという過程を経ているんじゃないかと思うんですけども。

【4番】

そのパラメーターが幾らあるかというのは、例えば、営利目的であるとか、量であるとか、そういう説明はなかったです。要素が10個ありますが、今回はその要素のうちのこれとこれですよという説明は、なかったと思います。

まず考えられる要素をきっちり整理していただいて、今回はこれとこれに当たりますという説明がないといけないんじゃないですか。我々は、法律の専門家でもないのだし、判例も分からないし、そんな判例集も見えないし。だから、そういう整理をしていただいて、今回はこのファクターとこのファクターが該当しますから、分布がこれですよというのは必要だと思います。聞いたのは、いわゆる営利目的で量が多いですよということです。それなら、他にはファクターはあるんですか。その点については聞いていないし、そういう問われ方はなかった。だから、そういうことは、はっきりしていただくとうれしいと思います。

【司会者】

この問題というのは、まずは検察官が、この事件で何でこの刑にすべきなのかという意見として、こういう事情がこの事件の特徴的なところであり、そういう事件の中でも重くすべき事件ですよとか、あるいは、少なくとも真ん中でなきゃいけない事件ですよとか、そういった主張があれば、果たしてそれが本当に正しい見方なのかどうかという観点で議論ができるように思われるんですけども、検察官にそのようにやってもらった方がいいですか。

【4番】

何をですか。

【司会者】

今みたいに、この事件の特徴的なものはこういうものですよと。そうすると、こういう分布が描けて、そのうちの上の方じゃないですかというような主張です。

【4番】

基本的には、そこら辺の要素というんですか、何をどの範囲で考えるのかとか、その情報とかそういうのは、もう少しクリアにすべきじゃないのかなと思いましたね。

【司会者】

最近では、弁護人は、こういう種類の事案だとこんな分布が考えられるけれども、でも、こういう事情を考えると、軽い方だとか、重い方だとかいうような言い方をする方が結構増えているんだけど、やっぱりそういうことはしてもらいたいということなんでしょうね。

【4番】

結局、最後はそれなんですけれどもね。これが分布で、プラスマイナスに働くかという話ですから。

【司会者】

ちょっと司会の不手際で、時間が足りなくなりましたがけれども、検察官、弁護人の方で、量刑に関して何か聞いておきたいこととかありますでしょうか。よろしいですか。

最後に、それ以外の裁判員制度に関しての感想とか御意見とかをお聞きする予定ではありましたがけれども、時間の関係でお聞きすることができませんでした。裁判員制度全般について何か裁判所に言っておきたいこととかあれば、あるいは、検察官、弁護人に言っておきたいことがあれば、どなたでも結構ですけれども、御発言いただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【3番】

興味本位で簡単な質問を二つほど。

まず、裁判員裁判をやって、もう5年というふうになっていますけれども、やる

前、この制度をやろうといった時に、何をメリットというか、何を思ってやろうとしたのか。それが一つ。

あと、裁判員裁判じゃない通常の裁判の場合、僕らは裁判員と補充裁判員と裁判官とで評議を何日間かやったんですけれども、通常は何名ぐらいでどのような評議をやられているのか。要は、裁判員裁判じゃない場合というのも、評議はあるんですかというところから始まるんですけれども、それが個人的な興味を持った質問です。

【司会者】

裁判員が加わらない事件というのは、裁判官3人でやる事件と、裁判官が一人でやる事件とがあって、裁判官3人でやる事件というのは、3人の中で話し合いをして結論を決めていく、こんな形でやっています。それが2番目の質問に対する答えです。

それから、1番目の質問に対する答えは、いろんな方がいろんな見方をされているのは、御承知のとおりだと思うんですけれども、あえて私の考え方を言うと、例えば、事実認定という問題を考える時に、事実認定で最後のよりどころになるところは、よく経験則とか一般常識という言葉が我々は言うんですけれども、必ずしも明確な証拠がないことがある。そのときの状況を映したビデオがあればいいけれども、ビデオがないといったときに、ビデオがないけれども認められるというのか、認められないかというのかは、一般的な常識で判断することになります。

例えばの話として言うと、皆さんにお子さんが二人いて、上の子は5歳、下の子は3歳で、お母さんが家を出る時にケーキを二つ置いて、「仲良く食べなさいよ。」と言って家を出て、しばらくたって帰ってきたら、下の子が泣いていて、「お兄ちゃんが僕のケーキ食べちゃった。」と言っていて、お兄ちゃんを見ると、お兄ちゃんにはケーキが口の周りにべたっと付いている。それで、下の子の方については、ケーキは空になっているけれども、食べた形跡がないといったときに、お母さんは普通どんなことをするかといったら、「何で弟の分まで食べちゃうのよ。」と言っ

て、上の子をゴツンとするわけですよ。どうして上の子をゴツンとするかというのは、別に専門家だから、こういうときに下の子のケーキを上の子が食べたというように認定できるということをやっているわけではなくて、常識的に考えたら、こういう状況だったらこうだよという判断をみんなやっているわけですよ。その判断は、決して専門家だからよく分かる、専門家じゃないから分からないということではないんじゃないだろうか。だからこそ一般常識に従って事実認定というのをしていきたい、こんなふうに思っています。

それから、刑を決める基準について言うと、刑を決める基準というのは、理屈の上ではあるんですけど、最終的には社会的あるいは歴史的な、地域的な評価が必ず入ってくるんです。皆さん、今回は覚せい剤の事件を担当していただいたんですけども、覚せい剤の場合に非常に難しいのは、刑を決める基準というのが余り多くなく、やや専門的だということなんです。

でも、例えば、普通の事件でいえば、殺人事件があったときに、こういう事情で人を殺してしまいましたということが分かった場合、我々にとって、それってひどいよねと思うのか、こんな事情だったら私でもやっちゃうかもしれないと思うのか。

典型的な例で申し上げれば、保険金を得たいという目的で誰かを殺したという事件は、我々誰もがひどいですよと思うでしょう。

他方、介護疲れというようなケース、ずっと介護していたけれども、面倒を見るのがすごく大変で、心理的にもすごく負担が掛かっていて、もうこれ以上面倒見切れないと思って、おばあちゃんを殺した事件だと、確かに日本の介護の仕組みは、老人ホームへ入れようとしてもなかなか入れないし、家族の誰か一人が負担しなきゃいけないようなところもあるし、大変だよというふうに、我々は同情する面がきっとあるんじゃないかと思うんですよ。

でも、今のはあくまで例であって、こういうのは同情できる、こういうのはひどいというのが自動的に決まっているわけでは決していない。私たちの社会があって、その社会の中で、その事件がどれだけひどいと評価をされるのかということは、時

代によっても社会によっても、変わるんだと思うんです。

介護殺というのが気の毒だなという思いがあるのは、やっぱり私たちの社会が介護という大きな問題を抱えていて、そこに置かれた人に対してどれだけ強く非難できるんだろうかということ考えたときに、今の多くの方々は、それはちょっとなかなか強く非難できないよねというように思っておられるから、比較的軽い刑になってくるんだと思うんです。

でも、決して介護でやった場合は軽いというふうには、自動的に決まっているわけじゃない。皆さんと我々が同じ社会を構成している中で、この動機をどう見ますかということ議論したい。その中で、やっぱりこれって気の毒だなと思えば軽くしてあげればいいんだし、これってひどいなと思ったら重くすべきだし。その事件の被告人を重くするか軽くするかという具体的な基準は、一律には決まっていないですよ。社会的な評価を加えるものである以上、その評価という面では、皆さんと我々の判断は全く対等なんです。対等であるからこそ、皆さんに来ていただいて、私たちと議論をして決めた方が、社会の実情を反映したものになるんじゃないか。これが裁判員制度を入れている一つの大きな理由かと思っております。

今回、覚せい剤の事件について来ていただきました。覚せい剤の事件は、非常に難しいんですね。最初にお話ししましたけれども、覚せい剤というのは皆さんになじみがないんです。だから、何で重くするんだとか、軽くするんだってなかなか分かりにくいですね。

検察官は、害悪が何万人分の使用量だとか、幾らだというふうに言っていますけれども、ぴんと来る面もあれば、ぴんと来ない面もある。

なかなか難しく、覚せい剤事件で来ていただいた方は、何で私たちが呼ばれたんだろうというふうに思ってしまうようなことはあるのかもしれませんが、でも、一般的な話として言えば、先ほど言ったような形で、事実認定においても量刑においても、皆さんと我々が対等の立場で考え、社会的に評価をしていかなきゃいけない場面というのはあるんですね。だからこそ、皆さんと一緒に議論して決め

たいと思っています。

他に何か、最後に言っておきたいということはありますか。

【7番】

今、職場の仲間でも裁判員についていろいろ話が出ています。現在、裁判員制度になって5年たって、その中で、死刑が宣告されたが、控訴されて、3件が無期懲役に変更になったということですよね。たまたまその3件のうちの1件が、うちのすぐ近所で女子大生の方が殺された事件ですが、被告人の前科や余罪の内容なども詳しく新聞に載っていたんですね。

もう我々の一般常識からいって、死刑だなと思ったのが、高裁の裁判長が同じ人らしいんですけれども、計画性もなく一人殺しただけで死刑という事例は過去にないということで、無期にしたというふうに書いてありました。そういうのは、結局、ここでみんなで煮詰めても、高裁の方でそういった形で、過去の事例ありきで決められてしまうと、言っても無駄だよねっていうのが、私の回りで出ている意見です。

【司会者】

今のは、東京高等裁判所で破棄されて、死刑から無期に落ちたという事件ですね。地方裁判所に裁判員制度を置きながらも、裁判官だけの高等裁判所があるという趣旨についてどう考えるのかという、少し難しい問題があるんですけれども、でも、ほとんどの事件では、裁判員裁判で判断されたことというのが限りなく尊重されています。

法律的に見て、やっぱりこれは許容し難いという場合のみが破棄される。件数としても何件かあるだけです。具体的な事件について、これはどうかというお話は、ちょっとコメントしにくいところがありますので、避けさせていただきますけれども、でも、限りなく尊重されています。それは間違いないので、そういう理解をしていただいていいんじゃないかなと思います。

【1番】

同じです。本当に私たちの話がお役に立っているのかなという疑問がすごくあっ

たんですけれども、先ほどのお話を聞いて、そういう形で反映されているというのだったら納得もいくし、私自身も、この経験をして、ものすごく裁判に対する意識とかそういうのも変わってきたので、友達などに「もし選ばれたら、絶対に引き受けた方がいいよ。」というようなことは言うようにしています。なぜかという、本当に物の見方とかが、自分の中でも変わったような気がしたので。

これまで、裁判官の人たちは、本当に私たちの話を聞いて役に立っているのかなと思っていました。こういう資料をつくるのに、労力というのはものすごく掛かるわけじゃないですか。そうしたら、そういう労力をもうちょっと他の裁判に使った方がいいのかなというふうに思っていたんですね。でも、対等というふうにおっしゃってくれたので、なるほどなって、今はそういうふうになんて意識がまた変わりました。ありがとうございます。

【司会者】

ありがとうございます。

私も、実際の事件を何件もやっていますけれども、裁判官だけが判断したら多分この辺だったんじゃないかなと思うものも多くあります。でも、裁判員の人と議論して、こういう見方を多くの方が持つんだということが分かり、裁判官だけだったらこの辺だったかもしれないけれども、裁判員の方が入ってその意見を聞いたら、やっぱりこっちの方がいいなって、我々も納得しているんですね。皆さんが入ってくるようになったお陰でこうなったというものが幾つもあります。

皆さんの御貢献というのは、非常に役に立ったと私たちは思っておりますので、引き続き御支援などを頂けるとうれしいと思っています。

ちょっとお約束事で、マスコミの取材が入っている関係で、マスコミの方から質問があれば、質問を許すということになっているんですけれども、何か御質問ありますでしょうか。

【共同通信記者】

裁判員としての負担感に個人的に興味がありましたので、裁判員を務められて、

こういうことがちょっと苦勞したとか、負担になったということ、生活面でもよろしいので、伺えればなと思います。

よろしく申し上げます。

【司会者】

裁判員を務めて、何かこういうところが大変だったとか、負担だったとかいうようなことがありましたら、御発言をお願いしたいと思います。

【1番】

私は、主婦で仕事をしているわけじゃないので、毎日裁判所に来ること自体がまず大変でしたし、あと、人を裁くということ自体が自分に対してものすごくプレッシャーでした。

【司会者】

他の方、どうでしょうか。

【4番】

最初にちょっと申し上げたんですけれども、負担もなく何もなくてというのは、私は、おかしいと思うんです。だから、裁判員でやるからには、それだけの義務として、法律で決められた国民の義務としてやるなら、それなりの負担は当然掛かるべきだし、負担をなくして良くするとか、ちょっと何かおかしいと思うんです。やっぱりそれなりの義務であり、権利であるならば、現に法律で決められているわけですから、負担を感じるのは当たり前という認識でないとおかしいと私は思いますね。

【司会者】

ありがとうございます。

他の方で、こんな負担があったという具体的なエピソードがあれば、お願いします。

【8番】

まだ子供が幼稚園の年中さんなんですけれども、幼稚園は時間帯が短くて、平日は2時、曜日によっては1時という保育時間の中でこちらに足を運ぶとなると、私

は電車を使って来るので、やっぱりその通勤の時間もかかります。それで、延長保育というのをお願いしていて、ここにトータルで10日ぐらい来たんですけども、1万円ぐらい掛かってしまったのです。そのお金も裁判員の報酬の中から払ってくださいということで、私は納得して来ていたんですけども、実際、幼稚園にお金が出るとなると、「あ、大きいな、このお金」と思ってしまいました。だから、旦那には、「それってメリットがあるの。」とかいろいろ聞かれたんですけども、私は参加できてよかったと思っているので、私としてはよかったんですけども、ちょっと金銭面的には痛かったです。

【司会者】

他の方で、こんなエピソードがあったというのがあれば、お願いします。

【2番】

経験させていただいたことは、本当に良かったと思っています。

ただ、被告人に判決の言渡しをする時に、裁判官の方が、私ともう一人の男の人を下の段に下ろしたんですよね。そこで、ちょっと1回そこから聞いてみてくださいということでした。そうしたら、傍聴の人がいつもよりも増えて、被告人とはもう1メートルもない近くにいる、真っ正面に傍聴している方がいて、その緊張度というのは、ものすごく高かったです。そういった経験は、もう絶対ないだろうと思いつつながら座りましたけれども、その時の緊張感は、すごかったです。上の段ではなく、同じ位置に座って聞いてみたんですけども、それがちょっと負担でした。

【司会者】

今の2番さんの話は、補充裁判員であったので、判決の言渡しをする時には、上の段ではないところでお聞きいただいたということですね。そのために、ちょっと位置関係とかが近いところだったと、そういうことですね。

【2番】

やっぱり、被告人と目も合ってしまったので、それがちょっとしばらく、おうちに帰っても残ってしまっ

【司会者】

はい，分かりました。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

【共同通信記者】

はい。ありがとうございます。

【司会者】

皆さんの率直な意見を聞かせていただいて，私どもも，これから裁判員裁判をやっていくに当たって，こういうことを意識しなきゃとか，あるいは，裁判員の方はこんなことを思っておられるんだなということを参考にさせていただきながら，より良いものにしていきたいと思っております。

それでは，長い間，本当にありがとうございました。私ども，引き続き頑張っていきたいと思えます。

御協力いただきまして，ありがとうございました。